

## 平成 2 7 年第 5 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 ( 金曜日 ) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について  
( 議会運営委員長報告・質疑 )
- 日程第 3 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 2 7 年度那須塩原市一般会計補正予算  
( 第 4 号 ) 〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 2 7 年度那須塩原市下水道事業特別会  
計補正予算( 第 2 号 ) 〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 5 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 2 7 年度那須塩原市温泉事業特別会計  
補正予算( 第 2 号 ) 〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 6 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて〔普通財産の貸付け〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 7 報告第 2 8 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
( 報告 )
- 日程第 8 報告第 2 9 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
( 報告 )
- 日程第 9 議案第 9 4 号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について  
( 提案説明 )
- 日程第 1 0 議案第 9 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について  
( 提案説明 )
- 日程第 1 1 議案第 9 6 号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法  
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい  
て  
( 提案説明 )
- 日程第 1 2 議案第 9 7 号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について  
( 提案説明 )
- 日程第 1 3 議案第 9 8 号 那須塩原市税条例等の一部改正について

(提案説明)

日程第14 議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

(提案説明)

日程第15 議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正について

(提案説明)

日程第16 議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について

(提案説明)

日程第17 議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について

(提案説明)

日程第18 議案第103号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正について

(提案説明)

日程第19 議案第104号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止について

(提案説明)

日程第20 議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

(提案説明)

日程第21 議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(提案説明)

日程第22 議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(提案説明)

日程第23 議案第90号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(提案説明)

日程第24 議案第91号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

(提案説明)

日程第25 議案第92号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)

(提案説明)

日程第26 議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)

(提案説明)

日程第27 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第28 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第29 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第30 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第 3 1 議案第 1 0 9 号 土地改良事業の施行について  
(提案説明)

日程第 3 2 議案第 1 1 0 号 姉妹都市提携の締結について  
(提案説明)

出席議員（26名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 藤村由美子 | 議員 | 2番  | 星宏子   | 議員 |
| 3番  | 相馬剛   | 議員 | 4番  | 齊藤誠之  | 議員 |
| 5番  | 佐藤一則  | 議員 | 6番  | 鈴木伸彦  | 議員 |
| 7番  | 櫻田貴久  | 議員 | 8番  | 大野恭男  | 議員 |
| 9番  | 伊藤豊美  | 議員 | 10番 | 松田寛人  | 議員 |
| 11番 | 高久好一  | 議員 | 12番 | 鈴木紀   | 議員 |
| 13番 | 磯飛清   | 議員 | 14番 | 眞壁俊郎  | 議員 |
| 15番 | 齋藤寿一  | 議員 | 16番 | 君島一郎  | 議員 |
| 17番 | 吉成伸一  | 議員 | 18番 | 金子哲也  | 議員 |
| 19番 | 若松東征  | 議員 | 20番 | 山本はるひ | 議員 |
| 21番 | 相馬義一  | 議員 | 22番 | 玉野宏   | 議員 |
| 23番 | 平山啓子  | 議員 | 24番 | 植木弘行  | 議員 |
| 25番 | 人見菊一  | 議員 | 26番 | 中村芳隆  | 議員 |

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

|             |       |                        |       |
|-------------|-------|------------------------|-------|
| 市長          | 阿久津憲二 | 副市長                    | 人見寛敏  |
| 教育長         | 大宮司敏夫 | 企画部長                   | 片桐計幸  |
| 企画政策課長      | 佐藤章   | 総務部長                   | 和久強   |
| 総務課長        | 菊池敏雄  | 財政課長                   | 中山雅彦  |
| 生活環境部長      | 渡邊秀樹  | 環境管理課長                 | 臼井一之  |
| 保健福祉部長      | 松江孝一郎 | 社会福祉課長                 | 菊地富士夫 |
| 子ども未来部      | 藤田恵子  | 子育て支援課長                | 石塚昌章  |
| 産業観光部長      | 藤田輝夫  | 農務畜産課長補佐               | 富山芳男  |
| 建設部長        | 君島勝   | 都市計画課長                 | 稲見一美  |
| 上下水道部長      | 八木澤秀  | 水道課長                   | 小仁所滋  |
| 教育部長        | 伴内照和  | 教育総務課長                 | 小林一恵  |
| 会計管理者       | 大島厚子  | 選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長 | 会田裕司  |
| 農業委員会事務局長補佐 | 関谷浩行  | 西那須野支所長                | 関谷正徳  |

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿 久 津 誠

課長補佐兼  
議事調査係長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事課長 大 武 利 幸

議事調査係 伊 藤 靖

議事調査係 磯 昭 弘

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

本日招集になりました平成27年第5回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として30件の案件が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても特段のご協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、平成27年第5回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

#### 議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（中村芳隆議員） まず初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に

25番 人見 菊一 議員

1番 藤村 由美子 議員

を指名いたします。

市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 市長から挨拶があります。  
市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） おはようございます。

きょうは、平成27年第5回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

季節は大変早く移りまして、もう雪の季節と移ってまいります。早いものでことしも残すところ1カ月となりました。ことしは特に那須塩原市誕生10周年記念という大きな節目の年を迎えておりました。記念事業や記念式典などさまざまな事業を開催し、市民の皆様とともに祝い、那須塩原市のさらなる発展と希望あふれる未来に向け、新たな第一歩を踏み出したところでございます。これからも市民の皆様とともに人々から選ばれるまちづくりに向かって、市役所も一丸となって取り組んでいきたいと決意を新たにしているところであります。

ことしは例年以上に自然災害の恐ろしさを身近に感じた年ともなりました。9月には関東・東北豪雨により、塩原箒根地区を中心に大きな被害に見舞われたことは記憶に新しいところであり、本市を初め、栃木県内全域に大雨特別警報が初めて発令されるという経験をいたしました。

大きな災害ではありませんでしたが、本市においても人的な被害がなくて済んだこと、誠に幸いだったと胸をなでおろしたところであります。

こうした経験を踏まえ、去る11月22日、さきの豪雨災害の影響で延期しておりました市の防災訓練を実施いたしました。議員の皆様を初め、地域の自主防災組織、消防団や消防署、警察署など、防災関係機関、また過日災害時の協力体制について協定を結びました栃木県北地区タクシー協議会

など48団体、530名の参加のもと、多くの方の協力を得ながら、さまざまな訓練を実施することができ、本市の防災力がさらに高まったものと感じております。

きょう開会となります12月の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、平成27年度の補正予算案件が7件、条例の制定一部改正案件及び廃止案件が11件、指定管理者の指定に関する案件が4件、土地改良事業の施行に関する案件が1件、姉妹都市締結に関する案件1件、専決処分の承認及び報告案件が6件の合わせて30件でございます。

内容につきましては、この後、提案説明の中で申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

#### 会期の決定

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

議会運営委員長（山本はるひ議員） 皆様、おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去

る11月20日午前10時より第4委員会室において、委員8名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期は、本日11月27日より12月15日までの19日間といたします。会期内の日程の詳細につきましては、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、補正予算案件7件、条例案件11件、専決処分の承認案件4件、報告案件2件、その他の案件6件の計30件であります。

これらの議案の取り扱いについてであります。承認第6号から承認第9号までの専決処分の承認案件4件につきましては、即決扱いといたします。

即決案件4件と報告案件2件を除く24件につきましては、関係常任委員会へ付託し、審査を行うことといたします。

次に、追加案件について申し上げます。

市長提出による追加案件が1件予定されております。損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告案件が1件、こちらは示談等が整った場合に追加案件として提出される予定であります。

なお、この議案が提出された場合の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議案に対する質疑と討論について申し上げます。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、回数制限はなく、同一議題につき、時間は1人15分以内で行うことといたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題について、賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

なお、討論通告書の提出期限は、12月10日木曜日の午後5時といたします。

会派代表質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は、1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告会派は1会派であり、日程上11月30日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は、1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告者は16名であり、日程上、12月1日から4日まで4名ずつ行うことといたします。

次に、請願・陳情等について申し上げます。

新たに受理した請願が1件、陳情が5件ございます。また、継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係委員会へ付託し審査を行うことといたします。

なお、請願・陳情の審査結果によりましては、意見書等の提出が予定されますが、その取り扱いについては、即決扱いといたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの19日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員

長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの19日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

承認第6号～承認第9号の上程、

説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第3、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて〔平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）〕から日程第6、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて〔普通財産の貸付け〕までの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号から承認第9号までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 承認第6号から承認第9号までの4件につきまして、ご説明を申し上げます。

承認第6号から承認第9号までの4件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしました平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）、平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第

2号)及び普通財産の貸付けについて、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、承認第6号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)について申し上げます。

議案書は61ページ、議案資料は80ページから83ページになります。

今回の補正予算は、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害を受けた公共施設の災害復旧、農業用施設に被害を受けた農業者に対する支援等に必要な経費について予算措置を行ったものであります。

主な補正の内容は、歳入では、議案資料82ページ、14款国庫支出金で市道の災害復旧工事に対する災害復旧費国庫負担金の皆増により1億5,333万3,000円を追加し、同ページ、15款県支出金では、農業用施設に被害を受けた農業者支援や災害復旧工事に対する災害復旧費県補助金などの増により6,054万8,000円を追加し、同ページ、21款市債で市道及び農業用施設などの災害復旧工事の財源として、災害復旧債9,370万円を追加したものであります。

歳出では、同ページ、3款民生費で、豪雨被害による災害廃棄物の収集運搬などの経費の計上により、163万2,000円を追加し、同ページ、6款農林水産業費では、被災した農業用施設の再建支援金の計上などにより、4,994万1,000円を追加したものであります。

また、特別会計における災害復旧費の財源とするため、同ページ、7款商工費では、温泉事業特別会計繰入金437万7,000円を追加し、議案資料83ページ、8款土木費では、下水道事業特別会計繰入金397万5,000円を追加したものであります。

同ページ、11款災害復旧費では、農林水産業施

設災害復旧事業に8,910万2,000円、道路橋りょう施設災害復旧事業に2億8,488万9,000円、河川災害復旧事業に139万9,000円、その他公共・公用施設災害復旧事業に635万1,000円をそれぞれ追加し、合わせて3億8,174万1,000円を追加したものであります。

さらに歳入と歳出を比較し、1億3,408万5,000円の差額が生じたため、これを14款予備費から減額して調整したものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ3億758万1,000円を追加し、平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を472億7,091万8,000円としたものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、2件の債務負担行為補正を行ったものであります。

次に、承認第7号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書は62ページ、議案資料は84ページから85ページになります。

今回の補正予算は、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害を受けた下水道施設の災害復旧に必要な経費について予算措置を行ったものであります。

補正の内容は、歳入では、4款繰入金で一般会計からの繰入金397万5,000円を追加したものであります。

一方、歳出では、6款災害復旧費で下水道施設災害復旧事業に397万5,000円を追加したものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を29億1,246万5,000円としたものであります。

次に、承認第8号 平成27年度那須塩原市温泉

事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書は63ページ、議案資料は86ページから87ページになります。

今回の補正予算は、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害を受けた温泉施設の災害復旧に必要な経費について予算措置を行ったものであります。

補正の内容は、歳入では、4款繰入金で一般会計からの繰入金437万7,000円を追加したものであります。

一方、歳出では、3款予備費で55万円を追加し、4款災害復旧費で温泉施設災害復旧事業に382万7,000円を追加し、合わせて437万7,000円を追加したものであります。これらにより、歳入歳出それぞれ437万7,000円を追加し、平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出予算総額を7,122万1,000円としたものであります。

次に、承認第9号 普通財産の貸付けについて申し上げます。

議案書は64ページから65ページ、議案資料は88ページになります。

本案につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨による土砂崩れで中塩原1920番地、君島孝男氏の自宅が居住不可能となったため、大至急代替の住宅を用意する必要に迫られ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、同法第179条第1項の規定により、君島孝男氏に教職員住宅を無償で貸付けたものであります。

以上、4件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 一応お伺いしたいと思い

まして、承認第7号ですけれども、これについては具体的にどこの場所で、どういった内容なのかということ、それから、国・県の補助というのはこういったものは対象にならないのかどうか、このあたりの説明をお願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（八木澤 秀） 下水道関係のご質問ですので、私のほうからお答えいたします。

今回の397万5,000円ですけれども、こちらは塩原温泉の箒川の川岸に下水道管が埋設してあるわけですけれども、そちらの支えている石積み、こういったものが大雨の影響で流されました。それを今回、本復旧するというので予算のほうを計上したものでございまして、一応、災害復旧事業のほうで対応はします。補助については今のところないような状況にはなっていると思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 補助がもらえる対象になるのか、ならないのかということでお伺いしたいと。事務処理をしなかったとか、そういうことではなくて、こういったものはもらえないのかということが1つです。

あと、続けて、一問一答だから次へいいいのかどうかちょっとわからないんですけども、次もう一ついいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（八木澤 秀） こちらについては、先ほどお答えしたように、補助がもらえるか、もらえないかという面では、もらえないというふう

に今のところ私のほうは思っております。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） はい、わかりました。

続きまして、同様に8番についても、場所とどういった復旧事業内容なのかをお伺いいたします。  
議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） 承認8号のことでよろしいんですか。

6番（鈴木伸彦議員） はい。

塩原支所長（赤井清宏） これにつきましては、刈子の湯の配湯管の修繕工事と、あと中上塩原温泉組合の葦川にかかっております配湯管の修繕工事でございます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 下水道と同様に、これは災害なんですけれども、国・県の補助がもらえないのかどうか。よくわからないんですけれども、もらえる、もらえないの理由というのは何かあるんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） その小破修繕工事的なものはちょっと災害復旧の対象にならないかなと思っております。多分、下水道と同じように対象にならないというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいま災害復旧におきまして、温泉、それから下水道の関係は補助対象にならないのかというふうなご質問でありました

けれども、ちょっとはつきりは額のほう、確認はしておりませんが、少額な場合につきましては、その対象にならないというふうなことでございますので、よろしくお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第6号から承認第9号までの4件については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 報告第28号及び報告第29号 の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第7、報告第28号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕及び日程第8、報告第29号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第28号及び報告第29号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 報告第28号及び報告第29号についてご説明申し上げます。

報告第28号及び報告第29号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

まず、報告第28号について申し上げます。

議案書は66ページから67ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年9月6日、那須塩原市塩野崎地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道青木3区塩野崎線を北から南へ走行していたところ、道路上の穴に左前輪及び左後輪を落とし、左前輪のタイヤ及び左前後輪のホイールを破損したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5万3,265円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第29号について申し上げます。

議案書は68ページから69ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年11月12日、宇都宮市下川俣地内において発生した事故に関し、相手側車両の損傷及び相手方のけがについて損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が宇都宮環状道路の交差点手前の側道を走行していたところ、前方不注意により停車中の相手側車両に追突し、相手側車両の後部バンパー等を損傷させ、及び相手方にけがを負わせたものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から損害賠償金151万9,744円のうち

103万460円を相手方に支払い、修理費用37万6,424円を栃木トヨタ自動車株式会社に支払い、代車費用11万2,860円を株式会社トヨタレンタリース栃木に支払い、今後、この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、2件につきましてご報告を申し上げます。  
議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

#### 議案第94号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第9、議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書8ページから9ページでございます。

本案につきましては、国における行政不服審査制度の見直しの中で、公正性、透明性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大という観点から、平成26年6月に行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、審査請求事件について、その審査請求の採決の前に当該採決の妥当性をチェックするため、第三者機関による調査審議手続を設けることとされました。

これにより、国においては行政不服審査会を設置し、地方公共団体においても法の趣旨を踏まえ、同様の機関を置くこととされたことから、有識者により構成される第三者機関を設置する必要が生

じたため、那須塩原市行政不服審査会条例の制定について提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

#### 議案第95号～議案第104号

#### の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第10、議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてから日程第19、議案第104号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止についてまでの10件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号から議案第104号までの10件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第95号から議案第104号までの10件につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について申し上げます。

議案書は10ページから14ページ、議案資料は21ページから33ページになります。

本案につきましては、国における行政不服審査制度の見直しの中で、公正性、透明性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大という観点から、不服申し立ての対象となる行政処分に関与していない審理員による審理手続、有識者により構成される第三者機関による調査審議の制

度の導入、審査請求期間の3カ月への延長、不服申し立て種類の審査請求への一元化など、平成26年6月に行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、市が定める条例のうち改正の必要が生じた7つの条例について整備するため、提案するものであります。

主な改正点といたしましては、まず、第1条、行政手続条例の一部改正では、行政手続法の改正に合わせて異議申し立てを再調査の請求に改めるものであります。

第2条、固定資産評価審査委員会条例の一部改正では、固定資産評価審査委員会に提出された資料の謄写手数料について規定し、及び経済的な事由による減免について規定を追加するものであります。これは行政不服審査法に規定する不服申し立て制度とは別に、地方税法第432条に固定資産評価に対する不服申し立て制度として、審査の申し出を規定しており、この審査の申し出に於ける提出資料の謄写手数料であるため、審査の申し出に於ける規定している固定資産評価審査委員会条例に手数料等の規定を追加するものであります。

第3条、手数料条例の一部改正では、行政不服審査法第38条第1項及び第78条第1項の規定に基づき、審理員または第三者機関である行政不服審査会に提出された資料の謄写手数料についての規定を追加するものであります。

第4条、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び第5条、情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正では、不服申し立てを審査請求に改めるなど、字句の改正を行うものであります。

第6条、情報公開条例の一部改正及び個人情報保護条例の一部改正では、現行の情報公開・個人情報保護制度における不服申し立ての決定に当たっては、那須塩原市情報公開・個人情報保護審査

会に諮問し、その答申を受けて決定しているところでありますが、同会には不開示決定の対象となった文書を実際に検分し、不開示が妥当かどうかを判断する権限が与えられており、実質的な審理を行っております。このような場合には、行政不服審査法第9条第1項、ただし書きの規定に基づき、条例で審理員による審理手続の除外規定を設けることが可能とされており、その旨規定を追加するものであります。

以上が改正の概要となります。

次に、議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は15ページから18ページ、議案資料は34ページから38ページになります。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることから、番号法別表第1に掲げられていない事務で、個人番号を利用する事務を市の独自利用事務として定義し、市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るものであります。

第4条では、個人番号の利用範囲として、番号法第9条第2項に基づき、市が庁内連携を行う独自利用事務について、別表第1及び別表第2として定義いたします。

また、第5条では、特定個人情報の提供として、番号法第19条第9号に基づき、市と教育委員会との間で特定個人情報の提供を行う事務及び特定個人情報を規定した別表を別表第3に改め、新たに独自利用事務を同表に追加するものであります。

次に、議案第97号 那須塩原市住民基本台帳カ

ード利用条例の一部改正について申し上げます。

議案書は19ページ、議案資料は39ページになります。

本案につきましては、いわゆる番号法の関連法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、住民基本台帳法の一部が改正され、平成28年1月1日から住民基本台帳カードに関する規定が廃止されますが、既に交付された住民基本台帳カードについては、発行した日から10年間は利用可能となっていることから、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

議案書は20ページから35ページ、議案資料は40ページから55ページになります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、那須塩原市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正案の内容を申し上げます。

まず、猶予制度の見直しとして、徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法、申請による換価の猶予に係る申請期限、徴収猶予及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限について規定するものであります。

次に、市税の関係では、外国法人の恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様とするもの、所得税の国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税の所得割の計算において、当該譲渡所得については所得税の計算方法の例によらないものとするものであります。

次に、軽自動車税の関係では、軽自動車税の減免の申請期限を延長するものであります。

次に、固定資産税の関係では、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等

管理協定が締結された津波避難施設及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅について課税標準の特例を創設するものであります。

次に、たばこ税の関係では、旧3級品に係る特例税率を廃止するものであります。

その他行政不服審査法の全部改正に伴い、用語の改正をするほか、専決処分した那須塩原市税条例等の一部を改正する条例について、納付書及び納入書には個人情報保護の観点から、いわゆる番号法により付番された個人番号及び法人番号を当面記載しないこととするための改正をするものであります。

次に、議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

議案書は36ページから37ページ、議案資料は56ページから58ページになります。

本案は、地方税法等の一部改正等に伴い、那須塩原市都市計画税条例の一部改正するものであります。

改正案の内容といたしましては、都市計画税の税率を0.2%とする特例措置を平成29年度まで延長するもの、地方税法の改正に伴い、固定資産税の場合と同様に、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等について特例措置を講ずるためのものであります。

次に、議案第100号 那須塩原市保育園条例の一部改正について申し上げます。

議案書は38ページ、議案資料は59ページでございます。

本案につきましては、保育園整備計画に基づき、那須塩原市立とようら保育園を平成28年4月1日から民営化するに当たり、条例の別表からとようら保育園の項を削除するものであります。

次に、議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について申し上げます。

議案書は39ページから47ページ、議案資料は60ページから64ページでございます。

本案につきましては、道路法施行令及び栃木県道路占用料徴収条例の一部改正を受け、それらに準じて条例の一部を改正するものであります。

国道及び県道において所在地区分の見直し及び地価水準の変動を踏まえた道路占用料の単価の改定が行われたことから、国道及び県道との均衡を図るため、道路法施行令及び栃木県道路占用料徴収条例に準じた内容に改正するものであります。

次に、議案第102号 那須塩原市法定外公物管理条例の一部改正について申し上げます。

議案書は48ページから51ページ、議案資料は65ページから66ページでございます。

本案につきましては、道路法施行令及び栃木県道路占用料徴収条例の一部改正を受け、那須塩原市道路占用料徴収条例の一部を改正することに伴い、これに準じて条例の一部を改正するものであります。国道及び県道において所在地区分の見直し及び地価水準の変動を踏まえた道路占用料の単価の改定が行われたことから、国道及び県道との均衡を図るため、那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正が必要となり、同条例と整合性を図るため、本条例もあわせて改正するものであります。

次に、議案第103号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正について申し上げます。

議案書は52ページ、議案資料は67ページでございます。

本案につきましては、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、建築基準法の改正が行われ、平成28年4月1日から建築審査会の委員の任期に関する規定を条例で定めるよう委任されていることから、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第104号 那須塩原市立幼稚園条例の廃止について申し上げます。

議案書は53ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、平成28年4月に塩原地区に幼保連携型認定こども園が開設されることに伴い、塩原幼稚園を廃止することから、その設置について定めた本条例を廃止するものであります。

以上、10件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

#### 議案第87号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第20、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1から9ページでございます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整のほか、年度内に不足する経費の追加等、喫緊の政策課題に対応するために必要な経費について予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、議案資料3ページの10款地方交付税で、普通交付税決定額が増額となったことにより、3億3,715万5,000円を追加し、同じページ、14款国庫支出金で民生費における扶助費の増に伴う国庫負担金の増などにより、4億1,724万1,000円を追加するとともに、同ペー

ジの15款県支出金で1億4,706万8,000円を追加するものであります。

また、議案資料4ページ、17款寄附金では、ふるさと寄附の増により、3,853万円を追加し、同ページ、21款市債では、三島公民館駐車場整備工事の増額に伴う合併特例債の増により、1,030万円を追加するものであります。

歳出につきましては、議案資料5ページ、3款民生費で障害者総合支援法による障害者福祉サービス費、認可保育園運営費及び生活保護費の増などにより、合わせて7億9,189万1,000円を追加し、議案資料7ページの10款教育費で三島公民館駐車場整備工事費の増などにより、7,237万9,000円を追加するものであります。

さらに歳入と歳出を比較して、7,379万7,000円の余剰財源が生じるため、これを14款予備費に追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ9億5,765万4,000円を追加し、平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を482億2,857万2,000円とするものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、指定管理者制度にかかわる15件の債務負担行為補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

#### 議案第88号～議案第92号の

#### 上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第21、議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日

程第25、議案第92号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第92号までの5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第88号から議案第92号までの5件につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書は2ページ、議案資料は10ページから11ページでございます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整のほか、年度内に不足する経費の追加、前期高齢者交付金の額の決定による歳入予算の調整等について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容につきまして、まず歳入では、5款前期高齢者交付金で1億3,353万9,000円を追加し、9款繰入金で財政調整基金繰入金の減などにより、1億5,024万7,000円を減額するものであります。

一方、歳出では、2款保険給付費で一般被保険者療養費1,387万8,000円、退職被保険者等療養費149万2,000円を、11款諸支出金で一般被保険者保険税還付金380万円、一般被保険者還付加算金25万円を追加するものであります。

これらにより歳入歳出それぞれ1,670万8,000円を減額し、平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出予算総額を161億9,609万6,000円

とするものであります。

次に、議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は12ページから13ページでございます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整のほか、後期高齢者医療広域連合納付金の増による歳出予算の調整等について、必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、2款繰入金で事務費繰入金5万円を減額し、保険基盤安定繰入金887万3,000円を追加するものであります。

また、4款諸収入で広域連合事務局勤務職員人件費72万9,000円を減額し、保険料還付加算金補填金2万5,000円を追加するものであります。

一方、歳出では、1款総務費で一般管理費77万9,000円を減額し、2款後期高齢者医療広域連合納付金で887万3,000円、3款諸支出金で保険料還付加算金2万5,000円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ811万9,000円を追加し、平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額を9億1,355万6,000円とするものであります。

次に、議案第90号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書は4ページ、議案資料は14ページから15ページでございます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、7款繰入金で一般会計繰入金353万円を追加するものであります。

一方、歳出では、1款総務費で職員給与費353

万円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ353万円を追加し、平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出予算総額を78億2,406万5,000円とするものであります。

次に、議案第91号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は16ページから17ページでございます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、4款繰入金で一般会計繰入金1,205万6,000円を減額するものであります。

一方、歳出では、1款下水道管理費の一般管理費で職員給与費1,205万6,000円を減額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ1,205万6,000円を減額し、平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を29億40万9,000円とするものであります。

次に、議案第92号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は18ページから19ページでございます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整のほか、温泉特別使用料の増による歳入予算の調整等について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、2款事業収入で、温泉特別使用料145万8,000円を追加するものであります。

一方、歳出では、1款温泉事業管理費で職員給与費3,000円及び上・中塩原温泉管理事業の管理用消耗品19万3,000円を追加するとともに、余剰財源となる126万2,000円を3款予備費に追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出予算総額を7,267万9,000円とするものであります。

以上、5件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

#### 議案第93号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第26、議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案資料20ページです。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

資本的支出におきまして、第1項建設改良費で225万3,000円を追加し、補正後の予定額を23億8,638万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。  
議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

議案第105号～議案第109

号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第27、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第31、議案第109号 土地改良事業の施行についてまでの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第105号から議案第109号までの5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第105号から議案第109号までの5件につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第105号の公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

議案書は54ページ、議案資料は68ページから70ページでございます。

本案は、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

那須塩原市営黒磯駐車場ほか5施設及び那須塩原市営西那須野駅東口自転車駐車場ほか1施設につきましては、公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターをそれぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第106号 公の施設の指定管理者の

指定について申し上げます。

議案書は55ページ、議案資料は71ページから72ページでございます。

本案は、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

那須塩原市シニアセンターにつきましては、企業組合労協センター事業団を指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

議案書は56ページ、議案資料は73ページから76ページでございます。

本案は、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

那須塩原市箒川沿岸運動広場につきましては塩原土地改良区を、那須塩原市八郎ヶ原放牧場につきましては箒根酪農業協同組合を、那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園につきましては公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターをそれぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

議案書は57ページ、議案資料は77ページから78ページでございます。

本案は、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

くろいそ運動場ほか那須塩原市体育施設等6施設につきましては、那須ヘルスセンター株式会社

を指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第109号 土地改良事業の施行について申し上げます。

議案書は58ページ、議案資料は79ページでございます。

本案は、平成27年9月の関東・東北豪雨により平成27年9月10日に被害を受けた農地及び農業用施設の国庫補助災害復旧工事を市の土地改良事業として施行するに当たり、土地改良法第96条の4第1項の規定により準用する同法第88条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本災害復旧事業につきましては、上大貫地内の田1カ所、0.3haほか頭首工5カ所を対象として実施するもので、事業費につきましては約3,900万円となります。

以上、5件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

#### 議案第110号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第32、議案第110号 姉妹都市提携の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第110号 姉妹都市提携の締結について提案の説明を申し上げます。

議案書59ページから60ページでございます。

本案につきましては、現在、那須塩原市が中学

生の海外交流事業で交流を行っておりますオーストリア共和国リンツ市との姉妹都市提携を行うことについて、那須塩原市議会基本条例第11条第4号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本市において総合計画後期基本計画の基本施策の1つに国際交流の促進も掲げており、中学生海外交流事業や海外都市産業交流促進事業を実施するなど、国際交流にも取り組んでおります。そのような中、さらなる国際交流の促進を目的に、青木家を通して歴史的な縁があること、中学生海外交流事業の実績があることなどを踏まえ、オーストリア共和国リンツ市との姉妹都市提携を行うものであります。

姉妹都市提携を行うことにより、中学生の相互交流がさらに充実し、次世代を担う若い世代の異文化への好奇心が芽生え、国際的視野と教養が涵養され、若者に将来の夢を与えることが期待されます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

#### 散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散会 午前11時10分